

熱中症対策に向けた
栃木労働局長メッセージ

～ 事業者及び事業場担当者の皆様へ ～

昨年の栃木県内における休業４日以上の熱中症による死傷者数は、過去最多だった一昨年に次いで過去２番目の多さとなりました。

気象庁の予報では、今年の夏は平年よりも平均気温が高くなることから、熱中症の発症が懸念されます。

皆様におかれましては、WBGT測定器（暑さ指数計）による暑さの把握と測定したWBGT（暑さ指数）に応じた適切な熱中症対策をお願いします。

また、熱中症の重篤化のほとんどが初期症状への対応の遅れが原因となっていることを踏まえ、６月１日に改正労働安全衛生規則が施行されることになりました。

この省令改正により、職場で熱中症の自覚症状がある労働者や熱中症のおそれがある労働者を発見した者が、その旨を報告するための体制を整備すること、事業場の緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先並びに重篤化を防止するために必要な措置の内容及び手順を作成すること、これらのことを関係労働者へ周知することが事業者に義務付けられることになりました。

皆様におかれましては、熱中症について正しく理解し、その対策に万全を期していただきますようお願い申し上げます。

令和７年５月３０日

栃木労働局長 川口 秀人